
成長タクシー株式会社

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 29 日

 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は、成長タクシー株式会社（以下、同社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するに当たり、同社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づき実施している。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	成長タクシー株式会社
借 入 金 額	50,000,000 円
資 金 使 途	設備資金
借 入 期 間	15 年

【目次】

1. 企業概要	4
(1) 企業情報.....	4
(2) 事業活動.....	6
(3) 経営方針.....	7
(4) サステナビリティ	8
2. インパクトの特定・評価	18
(1) インパクト分析	18
(2) ロジックモデルによる整理.....	19
(3) インパクトの特定	20
(4) インパクトニーズの確認.....	22
(5) インパクトの評価	25
3. モニタリング.....	28
(1) 同社におけるモニタリング体制.....	28
(2) 当行によるモニタリング体制.....	28

1. 企業概要

(1) 企業情報

【企業情報】

企 業 名	成長タクシー株式会社
所 在 地	青森県青森市新城山田 681-1
代 表 者	代表取締役 成田 康太郎
設 立	1950 年 7 月 13 日
資 本 金	1,000 万円
売 上 高	10.9 億円 (2026 年 3 月期)
従 業 員 数	232 名 (2026 年 3 月末時点)
事 業 内 容	一般乗用旅客自動車運送事業
グループ会社	・ 八戸タクシー株式会社 ・ 有限会社成長自動車工業 ・ エコカーレンタカー新青森店

<本社>



<成田 代表取締役>



<タクシー>



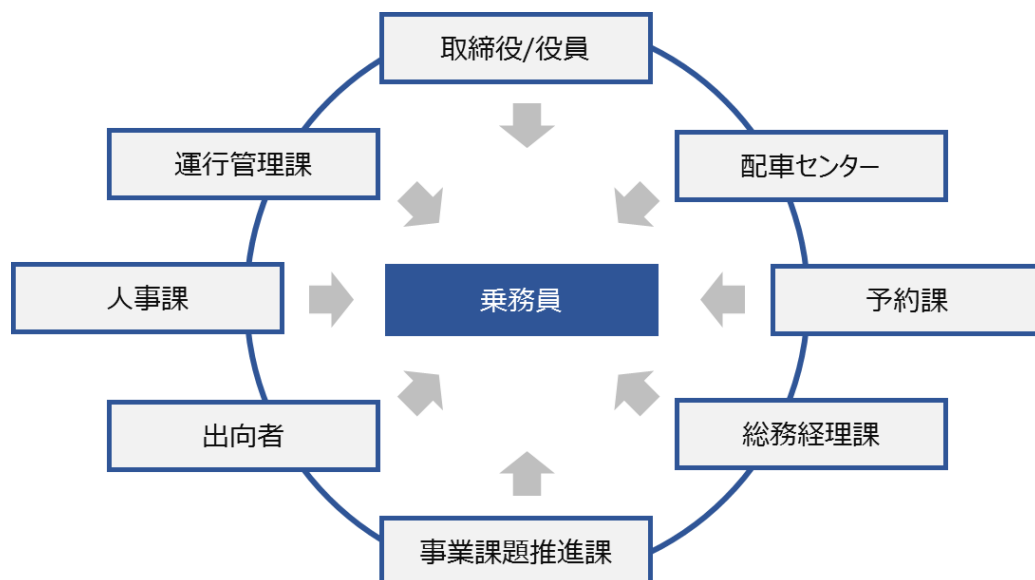
(出所) 同社 HP より引用

【沿革】

1950 年 7 月	「青森乗用自動車株式会社」として法人設立
1953 年 7 月	「成長タクシー株式会社」に改称
1977 年 9 月	本社を新築移転
1989 年 3 月	「有限会社成長自動車工業」設立
1999 年 10 月	「有限会社油川タクシー」「第一タクシー株式会社」を譲受
2000 年 9 月	本社を新築移転
2002 年 3 月	「光ハイヤー株式会社」を譲受
2011 年 5 月	ハイブリッド車（プリウス）を導入

【組織図】

同社は、ティール組織体制を導入している。ティール組織とは、組織を一つの「生命体」ととらえ、組織は社長や株主だけのものではなく、「組織の目的」を実現するために共鳴しながら行動をとる組織体である。また、上司や部下といった概念もない。



（出所）同社提供資料より当行作成

(2) 事業活動

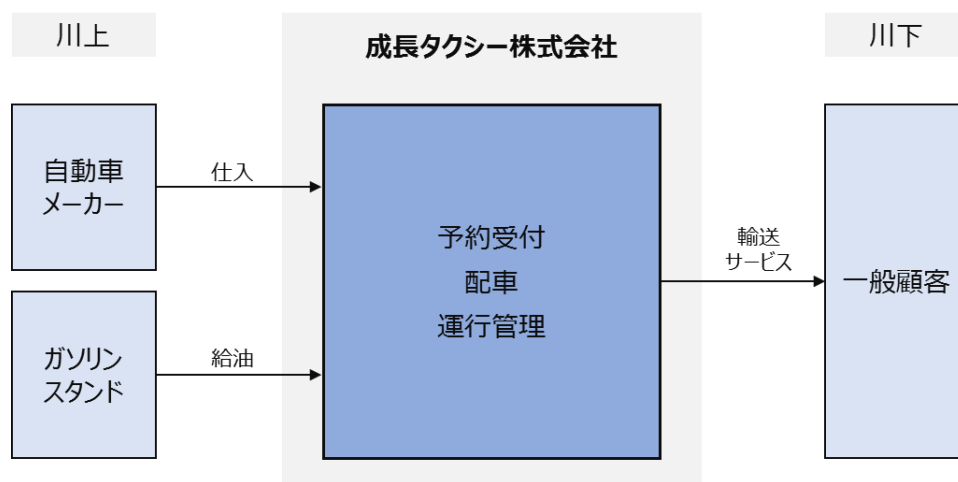
【事業内容】

同社は、青森県青森市を拠点に、一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者である。青森県は、広域に生活圏が分散している一方、人口減少や少子高齢化の進行により、路線バスや鉄道などの定時定路線型交通の維持が難しくなっている。また、冬季は積雪や凍結の影響を受けやすく、日常生活における移動手段の確保が地域課題の一つとなっている。

同社は、電話予約や配車依頼等に基づく乗客輸送を主たる事業として、通院、買い物、通勤、送迎、観光、ビジネス利用など、地域住民及び来訪者の多様な移動ニーズに対応している。定時定路線型の公共交通では対応しにくい早朝深夜帯や降雪時、高齢者等の移動においても、機動的かつ柔軟な輸送サービスを提供しており、地域の移動インフラとして重要な役割を担っている。

また、同社の事業は、生活移動の確保にとどまらず、観光客や来訪者の回遊性向上にも寄与するものである。青森県では、観光振興を通じた交流人口の拡大や地域経済の活性化も重要なテーマとなっており、同社は地域住民の利便性確保とあわせて、地域外からの来訪需要を支える存在としても位置付けられる。

【ビジネス商流図】



(出所) 同社へのヒアリングにより当行作成

(3) 経営方針

【経営理念】

同社は、経営理念や社是を以下のように定め、ホームページでの公表を行っている。

経営理念 (Mission Vision Spirits)

**モビリティサービスを変え、
常識を変え、
地域社会を変えていく**

(出所) 同社 HP より引用

社是 (Company Policy)

接客接遇の徹底

【3 Sの誓い】

Safety／セイフティ 安全＝安全輸送の徹底を常に探究する

Satisfaction／サティスファクション 満足＝お客様に常に満足を与える

Stability／スタビリティ 安定＝常に安定した経営の具現化を図る

(出所) 同社 HP より引用

(4) サステナビリティ

【SDGs 宣言書】

同社はサステナビリティに関する中長期的な方向性や具体的な取り組み内容を示したSDGs 宣言書を作成し、対外公表を行っている。

成長タクシー株式会社 SDGs 宣言書

当社は、経営理念である「接客接遇の徹底」を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2023年 2月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
タクシー配送から 地域課題を解決	・少子高齢化や介護等、地域が抱える様々な悩みをタクシー配送という観点からサポートし、地域経済の発展に貢献してまいります。	 
3Sの誓い Safety (安全) Satisfaction (満足) Stability (安定)	・従業員やお客様の安心安全を第一にした経営を心掛け、お客様に満足感を与えることにより、自社の安定的な成長を目指してまいります。	 
環境配慮型 事業活動の実践	・地域密着型企业として、環境保全や環境負荷の削減に積極的に取り組むことにより、持続可能な地域環境の保護に努めてまいります。	   



SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

(出所) 当行 HP より引用

【サステナビリティへの取り組み】

A. 環境面

■ CO₂ 排出量等の削減に向けた取り組み

- ・ 同社は、環境負荷の低減を重要な経営課題の一つと位置付け、ハイブリッド車を積極的に導入している。現在、保有車両 124 台のうち 120 台がハイブリッド車であり、燃料使用量の抑制を通じて、CO₂ 排出量等の削減に取り組んでいる。低排出ガス性能の高い車両の導入により、大気環境への負荷低減にも配慮している。
- ・ エコドライブの推進にも注力しており、安全安心な運行に関する研修を通じて、急発進・急ブレーキの抑制や燃費向上に向けた意識醸成を行っている。さらに、公式サイト上でも、LPG ハイブリッド車や低公害燃料車両の導入、環境保護や SDGs への積極的な取り組みを公表しており、環境配慮型の事業運営を進めている。

【保有車両一覧】 ※2026 年 3 月時点

保有車両	台数	乗車数	写真
ジャパントクシー	59 台	4 名	
トヨタ プリウス α トヨタ プリウス	44 台 6 台	4 名 4 名	 
トヨタ シエンタ (車いす専用)	1 台	4 名	
トヨタ ノア	10 台	6 名	
トヨタ アルファード	1 台	6 名	
トヨタ ハイエース トヨタ ハイエースグランドキャビン	1 台 2 台	9 名 9 名	

(出所) 同社提供資料より当行作成

■ 事業に伴う環境負荷の軽減

- ・ 同社では、洗車を自社敷地内で実施しており、最新の工コ設計洗車機を2基設置することで、環境負荷の抑制に努めている。排水についても専用装置により油分やゴミ等を除去し、周辺環境への影響を低減する体制を整備している。同社の事業は、既存の道路網及び営業所等の既存施設を利用して行われており、開発行為や大規模な掘削工事は伴わないため、土壌や生物多様性への影響は限定的である。加えて、廃棄物については収集業者の指導のもと社内分別を徹底しており、事業活動に伴う環境負荷の軽減を図っている。
- ・ また、LED化については、車両は100%、本社内も90%まで進捗しており、省エネルギーの推進にも取り組んでいる。

＜洗車機＞



＜LED 照明＞

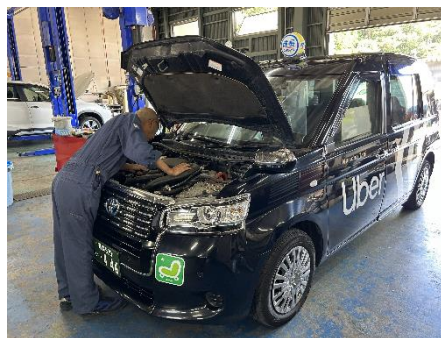


（出所）同社提供資料より引用

■ 車両の高寿命化に向けた取り組み

- ・ 同社は、関連会社の整備工場と連携し、車両の定期点検・整備を適切に実施することで、車両の長寿命化と安全性確保に努めている。適切な整備により、故障や油漏れ等のリスクを抑制し、土壌汚染等の環境リスク低減にもつながっている。
- ・ また、車両の長期使用は、更新に伴う廃棄物の削減や新たな車両製造に係る資源・エネルギー利用の抑制にも資するものであり、環境負荷の低減に寄与している。

＜整備工場及び整備風景＞



（出所）同社提供資料より引用

B.社会面

■ 高品質な人員輸送サービスの提供

- ・ 同社は、地域住民の多様な移動ニーズに機動的かつ継続的に対応することで、地域の移動アクセスの確保に寄与している。公共交通がカバーしにくい早朝・深夜帯や降雪期、高齢者の通院等の代替輸送機能を担うことで、生活利便性向上に貢献している。
- ・ 同社は、電話予約、配車アプリ、配車センター等の多チャネル受注体制の整備や、配車アプリ連携及び非接触決済端末の導入を通じて、利用者利便性の向上と決済・配車業務の効率化を図っている。配車アプリは対応済みの Uber Taxi に加え、DiDi や Go 等の新アプリの拡充を検討している。また、車いす対応車両等のユニバーサルサービスの運用により、高齢者や要配慮者の移動を支援しているほか、増加する海外観光客の移動需要にも対応し、地域誘客や回遊性向上にも貢献している。

【サービス概要（一部抜粋）】

◆ 観光タクシー
・ 観光客向けに、市内観光や送迎、貸切利用などに対応するサービス ・ 公共交通では回りにくい地域の移動を補完し、回遊性向上に寄与
◆ 車いす支援タクシー
・ 車いす利用者の移動を支援するサービス ・ 車いすのまま乗車できる車両等を用い、通院や買い物などの外出をサポート
◆ ママタクシー
・ 妊婦や産前産後の方の移動に配慮したサービス ・ 通院や健診、出産前後の移動などに対応し、移動の負担を軽減
◆ 子育てタクシー
・ 子育て世帯向けの送迎支援サービス ・ 保育園や学校、急な外出時などに対応し、子どもの移動を支援

（出所）同社 HP より当行作成



（出所）同社 HP より引用

■ 安心安全な労働環境の整備

- ・ 同社は、従業員（乗務員）の安全と健康を経営上の重要課題と位置づけ、職場環境の改善及び安全管理体制の強化に継続的に取り組んでいる。具体的には、「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）二つ星」の取得を通じて、労働環境の整備を進めている。
- ・ 労働時間管理に関しては、複数の勤務形態（例：日勤・隔勤・夜勤）と最低保証給制度を組み合わせることで収入の安定化を図るとともに、シフト管理等により過度の時間外労働の抑制に取り組んでおり、直近年度の平均残業時間は 13.5 時間程度で推移している。有給休暇については、すべての従業員が有給休暇 5 日以上を取得しており、平均取得日数は 15.5 日、有給取得率は 92.9%と高水準となっている。
- ・ 従業員の健康増進に関しては、定期健康診断の受診率 100%を維持しているほか、受診後のフォローアップや運行前点呼、安全運転教育の恒常的な実施を通じて、心身の健康維持に努めている。また排出ガス性能の高い車両を積極的に導入しているため、排気ガス等による従業員及び地域住民への健康被害の抑制にもつながっている。
- ・ 労働災害の発生防止に向けては、ドライブレコーダーや防犯カメラ等の安全機器を導入するとともに、事故発生時には原因分析と再発防止策の徹底を図っている。また、夏期間には熱中症対策として経口補水液と塩分タブレットの常備や、冬期間には転倒事故防止に向けた注意喚起ポスターの掲示を行っている。これらの取り組みにより、事故抑止と従業員の健康維持に努めており、休業を伴う労災は、2025 年度実績で 4 件となっている。

<働きやすい職場認証マーク>



<設置しているドライブレコーダー>



■ 従業員のスキルアップ支援

- ・ 同社は、サービス品質の安定・向上と人材の早期戦力化を目的として、体系的な研修・OJT 及び資格取得支援を実施している。新任者に対しては熟練乗務員によるペアワーク等の OJT を設けて早期に業務習熟を図り、全社的には安全運転・エコドライブ・接客・配車アプリ操作等の定期研修を継続的に実施することで、安全性と接客品質の向上を図っている。
- ・ さらに、運行管理者等の専門資格については受験料負担等の支援制度や、資格取得者に対する資格手当の支給により、従業員の専門性向上を後押ししており、直近年度における支援実績は 4 件となっている。観光案内や福祉輸送に係る専門研修の導入や旅行業への進出も検討を進めており、これにより付加価値の高いサービス提供に貢献している。

<就業中の風景>



【従業員の保有資格】 <2026 年 3 月末時点実績>

資格	人数	資格	人数
運行管理者	14 人	衛生管理者	3 人
旅行業務取扱管理者	2 人		

(出所) 同社提供資料より当行作成

■ 働きやすい労働環境の整備

- ・ 同社は、ワークライフバランスの確保と多様な人材の活躍を促進するため、育児休業・復職支援、女性採用促進、柔軟な勤務制度等の制度整備を体系的に進めている。次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表し、育休復帰支援プランの策定や周知、求人情報の改善等を通じて、女性や子育て世代の就業継続を支援している。

一般事業主行動計画（計画期間：2025年4月1日～2028年3月31日）
社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。
～次世代育成支援対策推進法に関する取り組み～
目標：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする
【実施時期・取り組み内容】 2025年4月～：全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する 2025年4月～：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
～女性活躍推進法に関する取り組み～
目標：女性労働者の採用を3人以上増やす
【実施時期・取り組み内容】 2025年4月～：女性の応募を増やすため、ホームページの採用ページや求人広告の内容を見直し改定する。

（出所）同社 HP より引用

- ・ 賃金水準については、最低保証給の設定や資格手当等の支給により、青森県内の同業他社水準を上回る水準を確保していることに加え、各種保険制度や従業員向けのフリードリンクの提供など、福利厚生の充実にも取り組んでいる。事業拡大に向けて、従業員の採用を拡大する方針であるが、従業員が多様なライフステージに応じた働き方を選択できるよう、複数勤務形態の運用など環境整備にも取り組んでいる。これらの取り組みにより、自主退職者数や離職率は比較的低い水準にある。
- ・ また、多様な人材の活躍に向けた取り組みも行っている。女性従業員比率は12.1%であり、本人の希望に応じた柔軟な働き方ができるよう、時短勤務や休暇制度にも対応している。育児休暇は直近年度において対象者が不在のため取得実績はないが、男女ともに取得できる体制整備を行っている。障がい者雇用については、法定雇用率を満たす水準であり、適性に応じた配属を行っている。



(出所) 同社提供資料より引用

■ 災害時の地域支援体制

- ・ 同社は、自然災害等の有事においても地域の移動手段を確保し、被災地の早期復旧・復興に貢献できるよう、事業継続体制の強化に取り組んでいる。
- ・ 同社では、災害発生時における安全確保・初動対応・運行判断等を定めた BCP（事業継続計画）及びアクションカードを整備しており、乗務員の安全を最優先としつつ、状況に応じて地域の輸送支援へ速やかに移行できる体制の構築を進めている。特に、地震・洪水・高潮・雪害等の災害を想定し、乗務員用の現場対応、利用者乗車中の安全確保、内勤者による対策本部の立ち上げや安否確認、運行停止判断など、災害時の行動基準を明確化している。
- ・ また、同社は災害発生時における協力体制の強化に向け、損害保険ジャパン株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社と協定を締結している。これにより、災害発生時には損害調査活動や保険金支払い業務等に必要な人員輸送を支援することが可能となっており、被災地域の復旧を下支えする役割を担うことが期待される。
- ・ 加えて、平時から関係機関や同業他社との連携も進めており、広域災害時においても地域交通を補完できる体制づくりを意識した事業運営を行っている。今後も、災害時における移動インフラとしての責務を果たし、地域住民の生活と地域経済を支える強靱な事業体制の確立を図っていく。

BCP 基本方針
1. 人命の尊重（最優先） お客様および乗務員・社員の生命と身体の安全確保を最優先とします。 2. 二次被害の防止 状況に応じた安全な停止・一時避難を徹底し、車両が事故や障害を拡大させる「凶器」とならない運用を行います。 3. 地域の輸送インフラ支援と迅速な復旧 安全が確認され次第、地域社会の災害対応・復旧活動に必要な輸送支援へ速やかに移行します。

（出所）同社提供資料より当行作成

C.経済面

■ 他地域の同業他社との連携

- ・ 同社は、同業他社との連携を通じて、地域交通の維持・補完にも取り組んでいる。冬期間において交通需要が高まる北海道二セコ地区では、交通機関の不足が課題となっており、同社は北海道タクシー協会から「二セコ応援隊」として派遣要請を受け、タクシー車両を派遣している。
- ・ この取り組みは、繁忙期における地域の移動手段確保に寄与するものであり、来訪者の回遊性向上を通じて、地域の宿泊業、飲食業、観光関連事業者等の中小事業者の営業機会の確保にも間接的に貢献するものとなっている。また、同社にとっても、こうした各地の輸送需要に対応することで、安定的な受注・稼働機会の確保につながっている。

<二セコ応援隊での様子>



(出所) 同社提供資料より引用

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

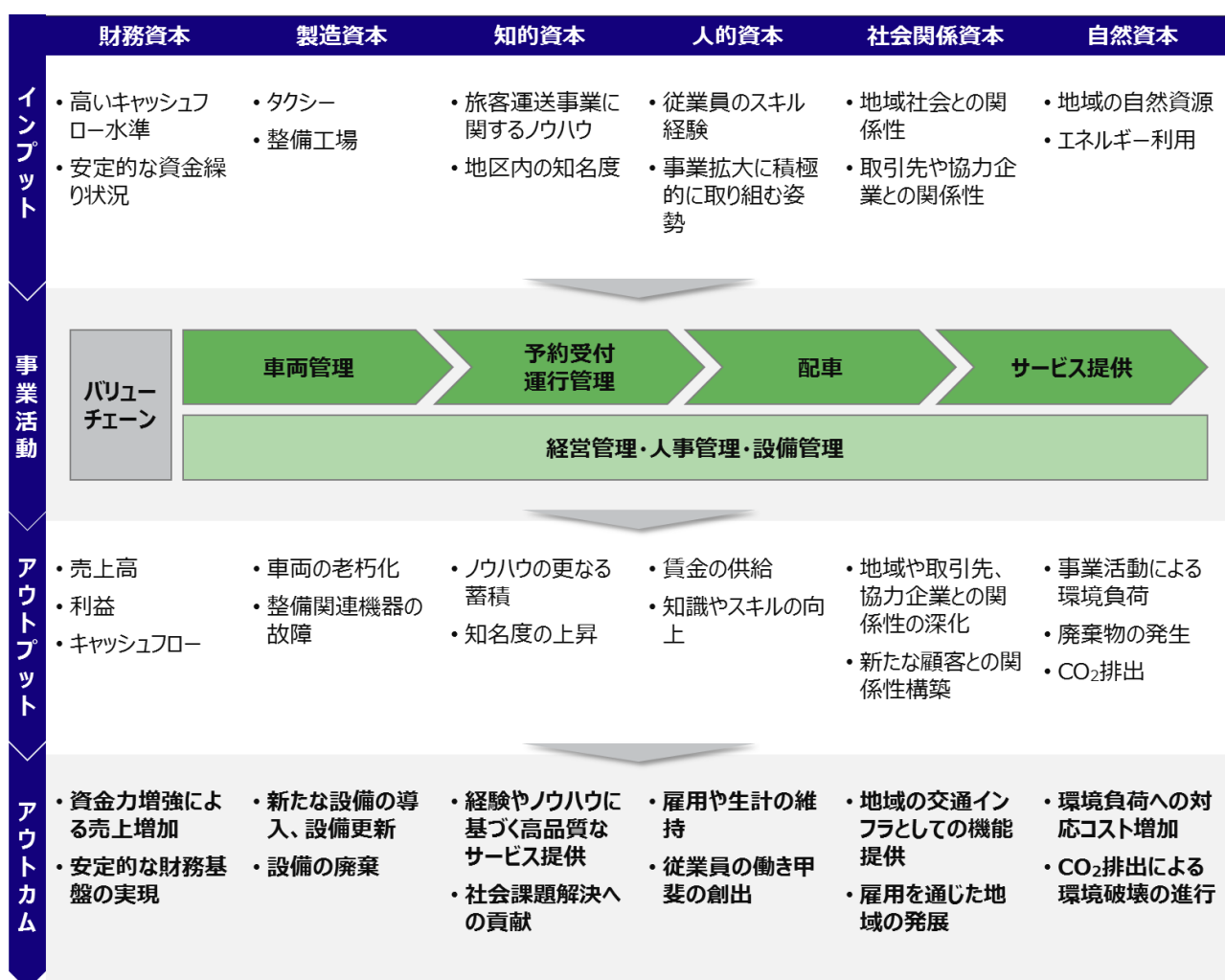
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された同社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			4922 その他の旅客運送業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		● ●
	健康および安全性	—		● ●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料		
		エネルギー		
		住居		
		健康と衛生		
		教育		
		移動手段	● ●	
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		
		民族・人種平等		
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	—		
	経済収束	—		
自然環境	気候の安定性	—		● ●
	生物多様性と生態系	水域		
		大気		● ●
		土壌		● ●
		生物種		● ●
		生息地		● ●
	サーキュラリティ	資源強度		● ●
		廃棄物		●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

同社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように同社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、同社の事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ CO ₂ 排出量等の削減に向けた取り組み	NI：気候の安定性、大気、資源強度
■ 事業に伴う環境負荷の軽減	NI：水域、土壌、生物種、生息地、資源強度
■ 車両の高寿命化に向けた取り組み	NI：土壌、資源強度、廃棄物
■ 高品質な人員輸送サービスの提供	PI：移動手段
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育、賃金 NI：社会的保護
■ 働きやすい労働環境の整備	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護、ジェンダー平等、その他の社会的弱者
■ 災害時の地域支援体制	NI：自然災害
■ 他地域の同業他社との連携	PI：移動手段、零細・中小企業の繁栄

最終的に特定された同社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷					
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●			●
	健康および安全性	－		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
		食料					
		エネルギー					
		住居					
		健康と衛生					
		教育				●	
		移動手段	●			●	
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統					
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●			●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等					●
		民族・人種平等					
		年齢差別					
		その他の社会的弱者					●
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	－					
環境	経済収束	－					
	気候の安定性	－		●			●
	生物多様性と生態系	水域					●
		大気		●			●
		土壌		●			●
		生物種		●			●
		生息地		●			●
	サーキュラリティ	資源強度		●			●
		廃棄物		●			●

(4) インパクトニーズの確認

A. 日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと同社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス&ダッシュボード 2026」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は重大な課題が残る」、「赤は深刻な課題が残る」としている。

同社のインパクトに対する「8,11,12,13」の SDGs 目標に対して、日本のインパクトニーズでは、「8」においては「課題は依然として残っている」、「11,12」においては「重大な課題が依然として残っている」、「13」においては「大きな課題が残っている」となっており、国内のインパクトニーズと同社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。

日本

OECD加盟国

[戻る](#)

[概要](#)

[指標](#)

[ファクトシート](#)

[政策努力](#)



SDGダッシュボードとトレンド

ゴールをクリックすると、詳細情報が表示されます。



ダッシュボード：●SDG達成 ●課題は依然として残っている ●重大な課題が依然として残っている ●大きな課題が残っている ●情報がありません

トレンド：↑SDGsの達成に向けて順調に進んでいる、または達成状況を維持している →やや改善している →停滞 ↓減少 **トレンド情報は入手できません

(出所) SDGs インデックス&ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

同社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した同社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、同社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考：青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化・科学技術イノベーション	持続可能な強靱な国土と質の高いインフラの整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題：国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

(出所) 青森県基本計画より引用

C. 当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022 年 4 月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024 年 2 月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

同社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、
次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

(※) <サステナブルファイナンスの定義>

環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融资

テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	実績 (2025年度までの累計) / KPI (2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス実行額 2,017億円 / 6,000億円	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●全職リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発展に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業開発 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ 9件 / 100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 ●TCFD: Scope1~3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額 (うち環境分野) 787億円 / 2,000億円	●青森県のGHG排出量削減目標 (2013年度~2030年度で51.1%削減)、 2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額 (うち農林水産分野) 187億円 / 1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナブルファイナンス 326人 / 500人	●高いスキルや専門性を活用した、 地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iのリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・テレワーク等) ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 24.0% / 2030年3月末において 30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2026」より引用

(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。本件で設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、同社と協議の上、再設定を検討する。

■ CO₂ 排出量等の削減に向けた取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、資源強度
関連する SDGs	 
目標と KPI	① CO₂ 排出量の算定 KPI：2027 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ② CO₂ 排出量削減計画の策定 KPI：2028 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ③ ①②達成後、CO₂ 排出量削減計画に基づいた取り組み実施 KPI：毎年度の実施（2025 年度実績：未着手） ④ 本社内における LED 化率の 100%達成 KPI：2027 年度までに 100%達成（2025 年度実績：90%）

■ 安心安全な労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	
目標と KPI	① 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）二つ星認定の認証維持 KPI：認証維持 ② 年次有給休暇取得率の向上 KPI：毎年度 93.0%以上を維持（2025 年度実績：92.9%） ③ 休業 4 日以上の労働災害の発生防止 KPI：毎年度 0 件（2025 年度実績：4 件）

■ 災害時の地域支援体制

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：自然災害
関連する SDGs	
目標と KPI	① BCP・事業継続計画の策定 KPI：2027 年度までに策定（2025 年度実績：未策定）

■ 他地域の同業他社との連携

インパクトの種類	経済面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：移動手段、零細・中小企業の繁栄
関連する SDGs	 11 住み続けられるまちづくりを
目標と KPI	① 売上高の増加 KPI：毎年度 11.3 億円超（2025 年度実績：10.9 億円）

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	社会的保護	・ 法定水準以上の福利厚生を整備している他、業務上必要な資格や講習についての費用は、会社が全額負担を行っているため。
	ジェンダー平等	・ 一般事業主行動計画に基づいた、採用の強化や職場環境の整備などのジェンダー平等実現に向けた取り組みを実施しているため。
	その他の社会的弱者	・ 法定水準を満たす障がい者雇用を行っており、誰もが働きやすい職場環境の整備を行っているため。
環境	水域	・ 環境関連の法令等の遵守や環境への影響を踏まえた事業実施により、自然環境や生物多様性への悪影響を十分に抑制しているため。
	大気	
	土壌	
	生物種	
	生息地	
	廃棄物	・ 整備や修理の実施により、車両を長期間使用することで、廃棄物の発生を極力抑えているため。

3. モニタリング

(1) 同社におけるモニタリング体制

同社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、取締役執行役員 田中 隼人 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者)	代表取締役	成田 康太郎 氏
(モニタリング担当者)	取締役執行役員	田中 隼人 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、同社と当行が年 1 回以上の協議の場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、同社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、同社から提供された情報や同社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況进行评估したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部法人営業課

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120

第三者意見書

2026 年 9 月 29 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

成長タクシー株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が成長タクシー株式会社（「成長タクシー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、成長タクシーの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、成長タクシーがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

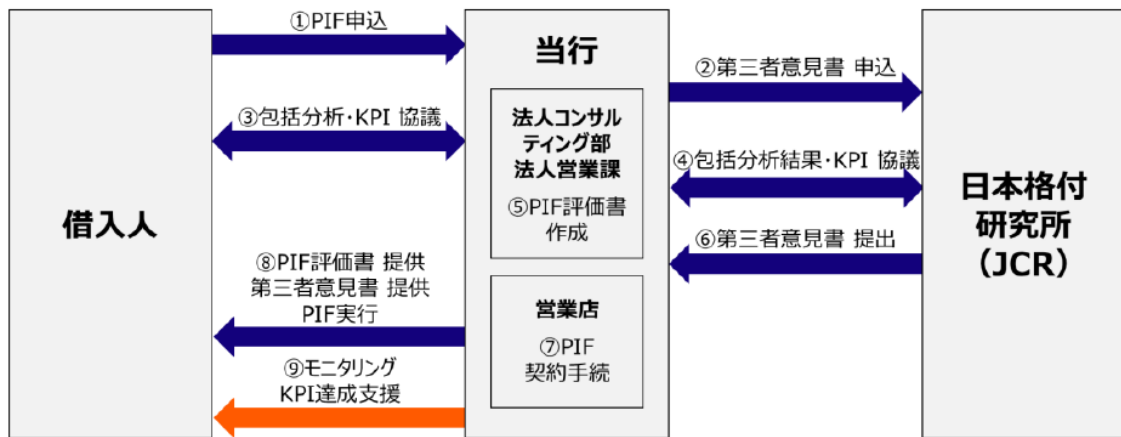
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である成長タクシーから貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

窪田 幹也

窪田 幹也

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、またはその他の損害を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、またはその他の損害を、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する見聞や見聞可能なリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をしません。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル